

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第39号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成26年静岡県規則第59号）の一部を次のように改正する。

様式第4号（表）中

「

特定医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日	年 月 日	【左記の欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている理由】 <input type="checkbox"/> 臨床調査個人票の受領に時間を要したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他 〔 〕
-----------------------------	-------	---

」

を

「

特定医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日	年 月 日	【左記の欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている理由】 <input type="checkbox"/> 臨床調査個人票の受領に時間を要したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他 〔 〕
登録者証の交付の希望の有無について該当する方に○を付してください。		有 ・ 無

」

に改める。

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の様式第4号により提出されている申請書は、改正後の様式第4号により提出された申請書とみなす。
- この規則の施行の際現に改正前の様式第4号により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。